

第15回定時株主総会 事業報告及び計算書類 並びに連結計算書類

目次

事業報告	-----	1
貸借対照表	-----	16
損益計算書	-----	18
株主資本等変動計算書	-----	19
個別注記表	-----	20
連結貸借対照表	-----	24
連結損益計算書	-----	26
連結株主資本等変動計算書	-----	27
連結注記表	-----	28
監査報告書 謄本	-----	35

本州四国連絡高速道路株式会社

事業報告

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

1. JB 本四高速グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

JB本四高速グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、高速道路事業として本州と四国を連絡する自動車専用道路等の維持、修繕、料金収受などの管理を行うとともに、関連事業として、サービスエリア・パーキングエリア（以下「サービスエリア等」といいます。）の休憩施設の運営、長大橋や道路に関する調査・設計の受託事業などを行っています。

当事業年度（平成31年4月～令和2年3月）における我が国の経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復していました。令和元年10月に実施した消費税率の引上げに当たっては、経済の回復基調に影響を及ぼさないといった観点から、軽減税率制度や臨時・特別の措置など各種の対応策が実施されましたが、令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることとなりました。

このような環境の中、当社グループが運営する高速道路事業においては、当事業年度は天候に恵まれたことやゴールデンウィークの大型連休化など、年度前半を中心に好条件に恵まれ、通行台数は好調に推移しました。年度後半も消費税率引上げの影響は顕著には見られず、新型コロナウイルス感染症の影響から3月に11.7%減となったものの、通年では前事業年度比2.0%増の44,204千台と8年連続で過去最高を記録し、料金収入は前事業年度比1.7%増の66,641百万円となりました。

また、民間施設直結スマートICとして、神戸淡路鳴門自動車道において整備を進めてきた淡路北スマートインターチェンジについては、令和2年3月に予定どおり供用開始しました。

関連事業においては、休憩所等事業や受託事業を中心に展開しましたが、瀬戸大橋（瀬戸中央自動車道）の鉄道施設管理等として実施した耐震補強の受託工事が、前年度実施分と比較し減少したこと等により、関連事業の収益は前事業年度比9.7%減の5,274百万円となりました。

この結果、当事業年度の営業収益は81,183百万円（前事業年度比0.5%増）、営業費用は80,395百万円（同0.2%増）、営業利益は787百万円、経常利益は1,040百万円となりました。ここから法人税等を控除した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は792百万円（前事業年度は486百万円）となりました。

事業別の概況は、次のとおりです。

〔高速道路事業〕

当事業年度の高速道路事業については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）との協定及び令和元事業年度の事業計画に基づき、お客様に安全、安心、快適に利用していただくために、改築、維持・修繕、料金収受・交通管理、利用促進等に取り組みました。

改築については、新規事業として神戸淡路鳴門自動車道の淡路北スマートインターチェンジの事業を平成31年4月15日に着手し、令和2年3月29日に全国で初の民間施設直結スマートICとして供用を開始しました。また、瀬戸中央自動車道の坂出北インターチェンジのフルインター化事業を継続し、当事業年度においては、実施設計を実施しました。

維持・修繕については、点検による状態の把握に努め、これにより発見された変状の補修や舗装の重点的な補修など、適時適切に維持補修を実施しました。また、当社の経営理念である200年以上の長期にわたり利用される橋を目指し、瀬戸大橋の塗替塗装を継続して実施しました。さらに、道路の長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模修繕事業として、橋梁の塩害対策工事及びのり面排水の改良工事を実施しました。地震対策として、大規模地震発生時において本州と四国を結ぶ道路ネットワークの機能確保に向けた対策を引き続き実施しました。代替路の無い海峡部区間については、平成28年度に完了した神戸淡路鳴門自動車道に続き、瀬戸中央自動車道において耐震補強工事を継続するとともに、西瀬戸自動車道においても、生口橋などの耐震補強工事に着手しました。また、陸上部区間においても地震発生確率の高い地域にある橋梁の耐震補強を優先的に行うため、対象地域にある橋梁の耐震補強設計を完了させ、一部区間において耐震補強工事に着手しました。

料金収受・交通管理については、道路の損傷への影響が大きく、交通安全上問題となる車両制限令違反車両に対し、車両制限令取締隊による取締り及び是正指導を実施しました。また、安全で快適な交通の確保のための交通管理に万全を尽くすとともに、円滑な料金収受等のため、ETC設備の更新及び増設工事を実施しました。

利用促進の取組については、中四国経済界及び自治体等から構成される「環瀬戸内海地域交流促進協議会」への参画、関係自治体との懇談会の開催、四国旅客鉄道株式会社との連携・協力協定に基づく協働施策等を通じて、地域との緊密な連携を図って実施しました。具体的には、令和元年5月に開通20周年を迎えた西瀬戸自動車道における記念式典及び記念イベント等を、地元自治体等と連携し実施しました。瀬戸大橋では、平成30年度までは春と秋のそれぞれ6日間程度実施していた「瀬戸大橋スカイツアー」を、令和2年度からの常設化に向け、令和元年秋（9/28～12/1）に定期的に31日間実施し、多くのお客様にご参加いただきました。また、各ルートの特性を踏まえて、訴求性の高い広域周遊観光ルートや、インフラツアー等当社の観光コンテンツと組み合わせた旅行商品の企画開発等を目的として、瀬戸内地域のDMO（観光地域づくり法人）、関係自治体、行政機関、観光関連事業者が一堂に会して議論するワー

クショップを各ルート毎に設置し開催しました。さらに、インバウンド向けに欧米豪をターゲットとするせとうちDMOと連携したファミトリップの実施や、訪日客が多い台湾でのプロモーション活動を行い、積極的な利用促進を実施しました。

安全防災については、近畿・中国・四国地方に接近又は上陸した台風10号、台風17号により、神戸淡路鳴門自動車道及び瀬戸中央自動車道において強風等の影響のため通行止めを余儀なくされました。しかしながら、通行止めが予測される強風の概ね24時間前までにはその可能性を周知したことにより、大型車の運行前倒しや通行止めがなかった西瀬戸自動車道へのルート変更などがみられ、物流への影響が低減されるとともに、さらに、気象予測による基準値超過時刻を基に事前に通行止めを開始したことにより、お客様へ安全・安心な交通機能の提供ができました。

また、広島県及び愛媛県とそれぞれ11月、10月に、瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）沿線地域の活性化を図ることを目的とした「相互協定」及び災害時等の資源有効活用や道路利用者の安全性や利便性、地域の防災機能の向上を目的とした「災害時協力協定」を締結しました。

さらに、3月には、概ね10年程度先を見据え、暫定2車線区間の解消や事故・逆走対策の推進、休憩施設での利便性向上等、これまで以上に安全・安心・快適なサービスの向上及び長大橋梁群の魅力を発信・提供することにより環瀬戸内地域が発展することを目指した、「高速道路における安全・安心実施計画（本四高速）」を策定しました。

当事業年度における出口交通量は、令和2年2月末までは、利用促進の取組等により前事業年度比 3.3%増の大幅な伸びであり、3月には新型コロナウイルス感染症による影響のため大きく落ち込んだものの、結果的に当該事業年度における出口交通量は44,204千台（前事業年度比 2.0%増）と8期連続の増となりました。

この結果、料金収入66,641百万円（前事業年度比1.7%増）に、道路資産完成高8,841百万円及びその他の売上高等425百万円を加えた高速道路事業の営業収益は、75,909百万円となりました。

一方、債務の償還に充てられる道路資産賃借料として、協定額を5,853百万円上回る47,292百万円を機構へ支払うこととなったほか、道路資産完成原価8,841百万円及び管理費用19,717百万円を加えた営業費用は、75,851百万円となり、高速道路事業営業利益は、58百万円となりました。

今後も機構への道路資産賃借料の着実な支払を確保するとともに、引き続き更なるコスト削減に取り組んでまいります。

〔関連事業〕

関連事業については、本四高速道路を利用されるお客様の利便に供するためのサービスエリア等における休憩所等事業、受託事業としての鉄道施設管理、長大橋技術を活用した調査・設計等を実施しました。

このうち休憩所等事業については、子育て支援の取組として24時間利用可能なベビーコーナーの設置等を行うとともに、地域と協働して、地元の食材を活かしたレストランの新メニュー開発を行いました。また、日本政府観光局（J N T O）の外国人観光案内所の認定を受けたインフォメーションにおいて、外国からのお客様への対応を充実させるなど、多くのお客様に快適に利用していただける施設作りに努めました。

また、受託事業の鉄道施設管理については、機構から本四備讃線及び本四淡路線の鉄道施設管理を受託し、瀬戸大橋の耐震補強工事や維持修繕等を実施しました。

さらに、これまで培ってきた長大橋の建設・管理技術を活用して、地方公共団体及び独立行政法人国際協力機構（J I C A）からの要請に基づく長大橋の施工検討、技術支援等を実施しました。

加えて、国から一般国道317号生口島道路及び大島道路の道路清掃作業、交通管理等を、地方公共団体から本四高速道路上における跨道橋点検業務等を、他の高速道路会社から関連する道路の料金収受、維持修繕等を受託しました。

この結果、休憩所等事業収入と受託業務収入を合わせた関連事業の営業収益が5,274百万円、営業費用が4,544百万円となり、関連事業営業利益は、729百万円となりました。

〔当社の個別の業績〕

当社の個別の業績は、高速道路事業営業損益については、営業収益が75,884百万円、営業費用が75,841百万円となり、高速道路事業営業利益は、42百万円となりました。

また、関連事業営業損益は、営業収益が3,381百万円、営業費用が3,273百万円となり、関連事業営業利益は、107百万円となりました。

この結果、全事業営業利益は150百万円、経常利益は333百万円となりました。また、法人税等を控除した当期純利益は318百万円となりました。

（2）資金調達等についての状況

①資金調達

機構に引き渡す道路資産に係る借入金として、次のとおり機構及び金融機関より総額12,012百万円の借入れを行いました。

種 別	借入日	借入額
長期借入金（機構）	平成31年4月26日	12百万円
長期借入金（金融機関）	令和2年2月28日	12,000百万円

②設備投資

当事業年度における当社グループでの設備投資の主な内容は、次のとおりです。

イ. 当事業年度に完成した設備

〔高速道路事業〕 ETC設備等の更新及び淡路北スマートIC料金機械等の設置

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充

〔高速道路事業〕 ETC設備等の更新

(3) 財産及び損益の状況

①当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第12期	第13期	第14期	第15期 (当事業年度)
売上高(百万円)	76,255	79,100	80,712	81,183
当期純利益(百万円)	2,575	4,283	486	792
一株当たり当期純利益(円)	321.93	535.46	60.87	99.10
総資産(百万円)	57,077	61,394	62,936	64,750

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第12期	第13期	第14期	第15期 (当事業年度)
売上高(百万円)	74,339	77,309	78,789	79,265
当期純利益(百万円)	1,836	3,778	199	318
一株当たり当期純利益(円)	229.62	472.30	24.93	39.80
総資産(百万円)	49,262	53,556	55,638	57,200

(4) 対処すべき課題

本四高速道路は、世界で最高の技術と最大の規模を誇る長大橋梁群を中心とする神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道及び西瀬戸自動車道で構成されており、当社グループは、お客様に安全、安心、快適にご利用いただけるよう、サービスを提供するとともに、本州と四国を結ぶ3ルートが地域の交流、活性化に貢献するよう努めています。

平成26年4月には、本四高速道路が全国路線網に編入され、全国共通水準を基本とする新たな料金が導入されました。また、平成30年4月に神戸淡路鳴門自動車道は全通20周年、瀬戸中央自動車道は開通30周年、さらに令和元年5月には西瀬戸自動車道が全通20周年を迎えましたが、その経済効果は、昭和63年から平成30年までの31年間で約41兆円と推計され、各方面から高い評価を受けています。なお、平成26年度に導入された新たな料金は、令和5年度まで10年間の措置であり、令和6年度以降の料金と合わせて、料金収入の増が重要な課題となっています。

また、令和2年7月には当社の前身である本州四国連絡橋公団が設立して50年、10

月には民営化により当社グループが誕生して15年の節目の年を迎えます。

当社グループは、平成17年10月にグループの基幹的な活動方針を定めた経営理念を、平成20年4月には瀬戸内に立脚する企業としての長期的な事業方針として瀬戸内企業ビジョンを策定・公表しました。平成31年3月に策定した中期経営計画「行動計画2019-2021」は、ビジョン実現に向けてより具体化された計画と位置づけられ、「交流と技術による地域貢献」を全体の目標として取り組むこととしています。さらに、令和2年3月に新たに策定した「高速道路における安全・安心実施計画（本四高速）」は、概ね10年程度先を見据え、暫定2車線区間の解消や事故・逆走対策の推進、休憩施設での利便性向上等、これまで以上に安全・安心・快適なサービスの向上及び長大橋梁群の魅力を発信・提供することにより環瀬戸内地域が発展することを目指すこととしています。

令和2年1月に新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認されてから、感染は全国に拡大し、4月7日には緊急事態宣言が発令されました。

当社、グループ会社は、高速道路が国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持に必要な物資を輸送する重要な社会基盤であるという認識のもと、交通の確保に必要な不可欠な交通管制、交通管理、料金収受等の業務継続体制の確保に最優先で取り組みました。サービスエリア等においては、営業自粛等の感染拡大防止策を講じる一方、物流事業者等の利用を想定し、高速道路のサービス機能の維持に努めてまいりました。

5月25日には緊急事態宣言が解除され、「新しい生活様式」の定着等による感染予防・拡大防止と社会経済活動の両立が求められています。当社、グループ会社においても、緊急事態宣言中に実施・拡大したテレワーク、時差出勤、テレビ会議等の継続・定着を図りつつ、本四高速道路を安全、安心、快適にご利用いただけるよう関係する企業等の経営状況にも配慮しつつ業務を実施してまいります。

通行台数の減少による料金収入やサービスエリア等の収益への影響に対しては、更なる業務の効率化等を推進すると共に、これまで以上に関係する自治体、国の機関及び企業などとの連携を強化して、当社グループの経営安定化に努めてまいります。

なお、中期経営計画等に対する主な具体的取組は、次のとおりです。

〔瀬戸内企業としての地域貢献〕

瀬戸内の日常生活、安定的な経済活動に寄与するため、特に陸上部橋梁の耐震補強工事の推進、関係機関との連携した防災拠点の整備、BCP（事業継続計画）の見直し等に取り組み、本四高速道路の強靱化を進めます。

また、当社が実施しているインフラツアールについては、定員の拡大や安全対策に取り組むほか、橋梁ライトアップについてもその魅力を向上することによって、経済界、自治体等が参加する「環瀬戸内海地域交流促進協議会」や瀬戸内地域で観光施策を推進する事業者など多様なプレイヤーとの連携を強化し、これらのコンテンツの魅力を高め、周遊型旅行商品の企画開発を継続してまいります。

さらに、「業務・生活分野」においてもデータ収集、分析を継続し、当該分野における更なる交流の促進に取り組んでまいります。

〔安全・安心・快適なサービスの提供〕

サービス施設については、淡路SA（神戸淡路鳴門自動車道）、与島PA（瀬戸中央自動車道）、来島海峡SA（西瀬戸自動車道）を拠点と位置づけ、重点的にサービスを提供することとします。また、暫定2車線区間の安全・安心を確保するため、可能な区間から中央分離帯にワイヤーロープを設置してまいります。

また、快適な空間を提供するために、道路路面や道路案内等の充実に取り組むとともに、安定した交通の確保に努めるため、橋梁、トンネル等の道路施設の確実な点検と、その結果に基づく計画的な補修を実施するなど、道路施設の機能保全に関する施策に取り組めます。

さらに、工事安全対策に取り組むことによって、労働災害の発生を抑止し、工事事故「ZERO」を目指してまいります。

〔長大橋技術による交流基盤の強化〕

世界最高水準の技術を活用して建設された明石海峡大橋をはじめとする長大橋について、200年以上の長期にわたりご利用いただけるよう、万全かつ効率的に維持管理を行うため、アセットマネジメントの考えを導入した体系的な予防保全、赤外線サーモグラフィやロボット・ドローンを用いた点検技術、コスト縮減に大きく貢献する画像AI診断や打音AI診断などの更なる技術開発に取り組めます。

さらに、大鳴門橋自転車道設置検討や国内外の長大橋建設・維持管理への技術支援、管理者との技術情報の交換、技術情報の発信などに積極的に取り組んでまいります。

〔組織パフォーマンスの向上〕

地域やお客様の多様なニーズに応え、本四高速道路を長きにわたりご利用いただくためには、社員の能力を結集し、組織としてパフォーマンスを最大限に発揮することが必要です。そのため、適切な人員構成を維持するため、多様な人材を確保し、個々の社員の能力の向上を図るとともに、テレワーク等を導入するなど働きやすい職場環境の整備を行います。平成31年4月に策定した「ワークスタイル変革の取組方針」に基づき、これらの取組を具体化し、グループ一体となり、更なる組織パフォーマンスの向上を推進します。

(5) 主要な事業内容

①高速道路事業

イ. 高速道路の新設、改築及び高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理

②関連事業

イ. 休憩所等事業

ロ. 道路の維持・修繕、調査等の受託

ハ. 鉄道施設管理受託（本四備讃線等）

ニ. 長大橋の調査・設計等受託

ホ. その他の事業（占用施設活用事業）

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

①当社の主要な事業所

事業所名	所在地
本社	兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22
東京事務所	東京都港区虎ノ門5-1-5
神戸管理センター	兵庫県神戸市垂水区名谷町549
鳴門管理センター	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18
岡山管理センター	岡山県都窪郡早島町早島2985
坂出管理センター	香川県坂出市川津町下川津4388-1
しまなみ尾道管理センター	広島県尾道市向島町6904
しまなみ今治管理センター	愛媛県今治市山路751-2

②使用人の状況（令和2年3月31日現在）

(1) 当社グループの使用人の状況

区分	使用人数（人）
高速道路事業	840
受託事業	
休憩所等事業	37
その他の事業	
全社（共通）	93
計	970

(注) 使用人数には、臨時の使用人を含めておりません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
381名	5名増	44.6歳	22.5年

(注) 1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。

2. 平均勤続年数は、本州四国連絡橋公団における勤続年数を通算しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項は、ありません。

②子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	本店所在地	主 要 な 事 業 内 容
J B ハイウェイ サービス株式会 社	50	100	兵庫県 神戸市	休憩所等事業、料金収受管 理、交通管理
株式会社ブリッ ジ・エンジニア リング	50	100	兵庫県 神戸市	点検管理、長大橋維持修 繕、道路修繕
J B トールシス テム株式会社	30	100	兵庫県 神戸市	料金収受機械保守整備、 料金収入・交通量のデー タ管理

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高 (百万円)
農林中央金庫	3,125
株式会社ゆうちょ銀行	1,521
株式会社みずほ銀行	1,166
株式会社みなと銀行	1,150
株式会社三井住友銀行	834

2. 株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 32,000,000株
 ②発行済株式の総数 8,000,000株
 ③当事業年度末の株主数 11名
 ④株主の状況

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
財 務 大 臣	5,330,440	66.63
兵 庫 県	492,355	6.15
岡 山 県	343,962	4.30
香 川 県	343,962	4.30
神 戸 市	300,241	3.75
広 島 県	296,557	3.71
愛 媛 県	296,557	3.71
徳 島 県	270,171	3.38
大 阪 府	108,589	1.36
大 阪 市	108,589	1.36
高 知 県	108,577	1.36

(注) 持株比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項は、ありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
酒井孝志	代表取締役社長 会社の経営の総理	大阪ガス株式会社顧問
金崎智樹	取締役 常務執行役員 (経営計画、長大橋技術、保全、安全 防災)	
桑原徹郎	取締役 常務執行役員 (企画、業務)	
山本博之	取締役 常務執行役員 (総務、人事、利用促進・お客様サービ ス、監査)	
池田憲二	監査役(常勤)	
本多佑三	監査役	大阪学院大学経済学部教授
南部真知子	監査役	株式会社神戸クルーザー会長 モロゾフ株式会社社外取締役

- (注) 1. 監査役本多佑三氏及び南部真知子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
2. 株式会社神戸クルーザー及びモロゾフ株式会社と当社との間には、特別な利害関係は
ありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	摘 要
	(人)	(百万円)	
取締役	4	68	取締役の報酬額 年額150百万円以内
監査役	3	22	監査役の報酬額 年額 70百万円以内
計	7	90	(平成17年9月27日開催の創立総会決議)

(3) 社外役員的主要活動状況

区分	氏名	主要活動状況
監査役	本多佑三	当事業年度開催の取締役会12回全て及び監査役会12回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っております。
監査役	南部真知子	当事業年度開催の取締役会12回全て及び監査役会12回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っております。

(4) 社外役員報酬等の総額

	人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
	(人)	(百万円)	(百万円)
社外役員報酬等の総額等	2	6	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
	(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16

(注) 1. 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積り根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合による場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とする方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号及び同条第5項の規定に基づき、業務の適正を確保するために必要な「内部統制システムの構築の基本方針」を下記のとおり取締役会で決定しております。(最終改正：平成27年9月24日)

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ、効率的に行われることを確保するため、次のような体制を整備するとともに、各取締役及び執行役員は責任を持ってそれぞれの担当業務の執行に必要な諸規程の整備等を行います。

- ・取締役会を原則として毎月1回開催します。
- ・全社的に影響を及ぼす重要事項については、あらかじめ、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役、常勤監査役及び主要な使用人から成る経営会議を組織し、原則として毎月1回審議します。
- ・コンプライアンス委員会等を定期的で開催し、業務の適正な執行の確保を図ります。また、法令違反行為等に関する通報・相談窓口を社内及び社外(弁護士)に設置し、不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。
- ・コンプライアンス意識の醸成及び浸透を図るため、コンプライアンス研修を徹底します。
- ・監査室において内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告します。
- ・反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な態勢の整備を図ります。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は、社内規程に従って適切に保存し、管理を行います。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、各取締役及び執行役員が責任を持ってそれぞれの担当業務について諸規程の整備等を行い、管理体制を整えます。

また、会社の損害を防止及び軽減するため、リスクマネジメント委員会を設置し、

全社的視点から適切に管理します。

④会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含めた企業集団における業務の適正を確保するため、グループ会社規程を整備し、グループ会社経営会議等を通じた子会社との密接な連携に努めます。

また、グループ一体となったリスクマネジメントの運用及びコンプライアンスの推進に努めます。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務の補助は、監査役の指示に従い、監査室に所属する使用人が行います。

また、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査室に所属する使用人の人事考課及び人事異動並びに監査室の組織変更については、事前に監査役と協議します。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定事項に加え、会社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは監査役に速やかに報告します。また、監査役からの求めに応じて、重要事項に関する取締役の決定内容及び監査室が行う内部監査の結果について遅滞なく報告します。

監査役へ報告等を行った者に対しては、そのことを理由として、不利益な取扱いを行いません。

⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役が定期的コミュニケーションを図るとともに、重要な会議には常勤監査役の出席を求めるなど情報の提供に努めます。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払の請求等をしたときは、適切にその費用の処理を行います。

(2) 体制の運用状況の概要

当社の「内部統制システムの構築の基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおり

です。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において、定例の取締役会を12回、経営会議を25回開催し、全社的に影響を及ぼす重要な事項の審議及び業務の執行状況の報告を行いました。また、コンプライアンスを推進するための具体的な方針として、毎年度「コンプライアンス推進に関する方針」を策定し、社内に周知しています。その進捗状況や達成状況は定期的にフォローアップを行い、コンプライアンス態勢の堅持に努めています。

また、内部監査計画に基づく全社的な内部監査を実施するとともに、不当要求対応マニュアル等のコンプライアンスに関するマニュアルの周知、全社員を対象としたeラーニングや、コンプライアンス意識の更なる向上のため、社会的関心の高い事例をテーマに少人数によるグループディスカッション（職場討議）など、コンプライアンス研修を実施しています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、経営会議規程、文書管理規程等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行っています。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、各部門で当社のリスクを管理する体制を整えて、PDCAサイクルによる不断の見直しを行うとともに、リスクマネジメント委員会を設置し、その状況を確認しています。

また、異常気象時のお客様の安全確保や南海トラフ地震発生時の緊急輸送路としての機能を着実に確保するため、関係機関と連携した防災訓練の実施、道路啓開に必要な資機材の確保等の防災体制の構築に努めるとともに、甚大な災害時に本四高速道路の交通を確保する事業継続計画を策定し、必要な対策を講じています。工事等の安全管理については、労働災害ゼロ及び第三者への被害ゼロを目指した工事安全活動の実施、また、防犯対策については、料金所等における防犯体制の強化等に努めています。

情報資産の保全については、ソフト・ハードともに情報セキュリティ対策の強化を図っています。特にソフト面では、社員等の情報セキュリティに関する意識向上に向けた訓練や、社内の情報システムのセキュリティ検査を実施しています。

④会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と全子会社で構成するグループ会社経営会議を毎月開催し、ガバナンスの強

化を図るとともに、グループ会社規程の整備や当社から子会社への監査役の派遣、子会社の監査を実施しています。そのうち、四半期に1回開催するグループ経営会議では、グループ会社各社におけるリスクマネジメントの運用状況、コンプライアンスに係る取組状況などの確認を行っています。

- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査室に所属する社員が、監査役の指示に基づき、監査役の職務を補助しています。また、監査室に所属する社員の人事異動は、事前に監査役と協議しています。

- ⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、常勤監査役の閲覧に付しています。また、取締役等は、当社グループの業務全般に関する重要事項等の報告を行っています。

さらに、取締役会、経営会議その他当社の主要な会議に監査役が出席すること、定例の取締役会の終了後に、監査役と取締役等との間で業務全般について情報交換を行うことなどにより、監査役との情報共有に努めています。

7. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項は、ありません。

貸借対照表

令和2年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位:百万円)

資産の部			
流動資産			
現金及び預金		22,376	
高速道路事業営業未収入金		5,749	
未収入金		442	
未収還付法人税等		12	
未収収益		1	
短期貸付金		970	
仕掛道路資産		7,213	
未成工事支出金		611	
貯蔵品		363	
受託業務前払金		16	
前払金		208	
前払費用		24	
その他の流動資産		14	
貸倒引当金		<u>△ 2</u>	
	流動資産合計		38,002
固定資産			
高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	118		
構築物	3,101		
機械及び装置	5,402		
車両運搬具	96		
工具、器具及び備品	156		
土地	134		
建設仮勘定	<u>266</u>	9,276	
無形固定資産		<u>339</u>	9,616
関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	4		
構築物	254		
機械及び装置	73		
工具、器具及び備品	18		
土地	<u>4,830</u>	5,182	
無形固定資産		<u>8</u>	5,190
各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	1,301		
構築物	42		
機械及び装置	1		
車両運搬具	9		
工具、器具及び備品	38		
土地	2,159		
建設仮勘定	<u>2</u>	3,556	
無形固定資産		<u>194</u>	3,750
投資その他の資産			
関係会社株式		248	
長期貸付金		140	
長期前払費用		1	
長期未収入金		11	
繰延税金資産		109	
その他の投資等		140	
貸倒引当金		<u>△ 11</u>	640
	固定資産合計		19,197
	資産合計		57,200

(単位:百万円)

負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金		12,302	
未払金		1,011	
未払費用		1	
未払法人税等		121	
預り金		613	
受託業務前受金		651	
前受収益		5	
賞与引当金		<u>293</u>	
	流動負債合計		15,001
固定負債			
道路建設関係長期借入金		12,231	
受入保証金		51	
退職給付引当金		8,505	
役員退職慰労引当金		28	
ETCマイレージサービス引当金		<u>566</u>	
	固定負債合計		<u>21,382</u>
	負債合計		<u><u>36,384</u></u>
純資産の部			
株主資本			
資本金			4,000
資本剰余金			
資本準備金		<u>4,000</u>	
	資本剰余金合計		4,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
安全対策・サービス高度化積立金	4,841		
別途積立金	6,239		
繰越利益剰余金	<u>1,734</u>	<u>12,816</u>	
	利益剰余金合計		12,816
	株主資本合計		<u>20,816</u>
	純資産合計		<u>20,816</u>
	負債・純資産合計		<u><u>57,200</u></u>

損益計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

高速道路事業営業損益			
営業収益			
料金収入	66,641		
道路資産完成高	8,841		
受託業務収入	0		
その他の売上高	399	75,884	
営業費用			
道路資産賃借料	47,292		
道路資産完成原価	8,841		
管理費用	19,706		
受託業務費用	0	75,841	
高速道路事業営業利益			42
関連事業営業損益			
営業収益			
休憩所等事業収入	428		
鉄道管理受託業務収入	1,047		
その他受託業務収入	1,905	3,381	
営業費用			
休憩所等事業費	380		
鉄道管理受託業務費用	1,047		
その他受託業務費用	1,846	3,273	
関連事業営業利益			107
全事業営業利益			150
営業外収益			
受取利息		4	
有価証券利息		0	
受取配当金		56	
土地物件貸付料		118	
雑収入		11	192
営業外費用			
雑損失		9	9
経常利益			333
税引前当期純利益			333
法人税、住民税及び事業税			14
法人税等調整額			0
当期純利益			318

株主資本等変動計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
			安全対策・ カーブス 高度化積立金	別途積立金				
平成31年4月1日残高	4,000	4,000	4,841	6,188	1,467	12,497	20,497	20,497
事業年度中の変動額								
任意積立金の積立				51	△ 51	-	-	-
当期純利益					318	318	318	318
事業年度中の変動額合計	-	-	-	51	266	318	318	318
令和2年3月31日残高	4,000	4,000	4,841	6,239	1,734	12,816	20,816	20,816

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法
満期保有目的の債券 ……… 償却原価法（定額法）

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
未成工事支出金 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
但し、料金收受設備等に係る貯蔵品については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～60年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～20年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。その他の工事については工事完成基準を適用していません。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額

高速道路事業有形固定資産減価償却累計額	9,472百万円
関連事業有形固定資産減価償却累計額	359百万円
各事業共有有形固定資産減価償却累計額	1,188百万円

2. 保証債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務	23,100百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務	13,387百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	1,060百万円
短期金銭債務	1,703百万円
長期金銭債権	140百万円
長期金銭債務	14百万円

4. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等による固定資産の圧縮記帳額は76百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引

営業取引	
営業収益	510百万円
営業費用	8,279百万円
営業取引以外の取引	
営業外収益	28百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	800万株
------	-------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	百万円
退職給付引当金	2,600
賞与引当金	89
E T Cマレージサービス引当金	173
未払事業税	32
その他	50
繰延税金資産小計	2,947
評価性引当額	△ 2,826
繰延税金資産合計	120

(繰延税金負債)

	百万円
譲渡損益調整勘定	△ 11
繰延税金負債合計	△ 11
繰延税金資産（負債）の純額	109

道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料	
一年以内	41,350百万円
一年以上	1,573,152百万円
合計	1,614,502百万円

令和2年3月27日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定に基づくものであります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとなっております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとなっております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

関連当事者との取引に関する注記

一 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	神奈川県横浜市西区	5,596,582	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	—	道路資産の借受け	道路資産賃借料(注1)	47,292	高速道路事業営業未払金	10,228
						債務保証	債務保証(注2)	23,100	—	—
							債務保証(注3)	13,387	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)令和2年3月27日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、1,614,502百万円であります。

(注2)日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務であります。

(注3)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務であります。

(注4)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

二 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ブリッジ・エンジニアリング	兵庫県神戸市中央区	50	点検管理 長大橋維持修繕 道路修繕	(所有) 直接 100%	点検管理・長大橋維持修繕・道路修繕 役員の兼任	資金貸付(注1)	1,400	短期貸付金	970
									長期貸付金	140

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

なお、取引金額は、当期に貸し付けた金額を記載しています。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 2,602.04円

一株当たり当期純利益 39.80円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表

令和2年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

資産の部			
流動資産			
現金及び預金		24,711	
未収入金		6,272	
たな卸資産		8,344	
その他		94	
貸倒引当金		△ 2	
	流動資産合計		39,419
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物	8,705		
機械及び運搬具	5,558		
土地	8,699		
リース資産	188		
その他	853	24,003	
無形固定資産		598	
投資その他の資産			
投資有価証券	6		
長期未収入金	11		
繰延税金資産	274		
その他	461		
貸倒引当金	△ 24	728	
	固定資産合計		25,330
	資産合計		64,750

(単位:百万円)

負債の部		
流動負債		
未払金	12,614	
リース債務	68	
未払法人税等	284	
前受金	652	
賞与引当金	504	
その他	722	
流動負債合計	14,846	
固定負債		
長期借入金	12,231	
リース債務	135	
長期未払金	238	
退職給付に係る負債	10,398	
役員退職慰労引当金	61	
ETCマイレージサービス引当金	566	
負ののれん	624	
その他	476	
固定負債合計	24,732	
負債合計	39,579	
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,000	
資本剰余金	4,000	
利益剰余金	18,513	
株主資本合計	26,513	
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	△ 1,343	
その他の包括利益累計額合計	△ 1,343	
純資産合計	25,170	
負債・純資産合計	64,750	

連結損益計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

営業収益		81,183	
営業費用			
道路資産賃借料	47,292		
高速道路等事業管理費及び売上原価	28,999		
販売費及び一般管理費	4,103	80,395	
営業利益			787
営業外収益			
受取利息		2	
有価証券利息		0	
土地物件貸付料		89	
負ののれん償却額		102	
雑収入		70	265
営業外費用			
雑損失		12	12
経常利益			1,040
税金等調整前当期純利益			1,040
法人税、住民税及び事業税			248
法人税等調整額			△ 0
当期純利益			792
親会社株主に帰属する当期純利益			792

連結株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計		その他の包括利益累計額		純資産 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
平成31年4月1日残高	4,000	4,000	17,721	25,721	△ 1,183	△ 1,183	24,538		
連結会計年度中の変動額									
親会社株主に帰属する 当期純利益			792	792			792		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					△ 159	△ 159	△ 159		
連結会計年度中の変動額合計	-	-	792	792	△ 159	△ 159	632		
令和2年3月31日残高	4,000	4,000	18,513	26,513	△ 1,343	△ 1,343	25,170		

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

J Bハイウェイサービス(株) (株)ブリッジ・エンジニアリング J Bツールシステム(株)

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械及び運搬具 2～17年

その他 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5)その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を適用しております。その他の工事については工事完成基準を適用しております。

②消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

5. 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんは、20年間で均等償却しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額	12,835百万円
2. 保証債務	
日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務	23,100百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務	13,387百万円
3. 固定資産の圧縮記帳額	
国庫補助金等による固定資産の圧縮記帳額は76百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。	

連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 800万株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、安全性の高い預金等に限定し、資金調達については、銀行借入によっております。営業債権である未収入金に係る信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、主として譲渡性預金、国債、地方債であります。借入金は、主として独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡す道路資産に係る借入金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	24,711	24,711	—
(2) 未収入金	6,272	6,272	—
(3) 未払金	(12,614)	(12,614)	—
(4) 長期借入金	(12,231)	(12,230)	△ 0

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)未収入金、(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

変動金利による借入金の時価は、金利が一定期間で更新されることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利による借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等(連結貸借対照表計上額6百万円)は、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び当社の一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
2,670	5,040

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に類似する方法に基づく金額であります。

道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料

一年以内	41,350百万円
一年超	1,573,152百万円
合計	1,614,502百万円

令和2年3月27日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定に基づくものであります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

	百万円
退職給付に係る負債	3,204
賞与引当金	162
E T Cマレージサービス引当金	173
未払事業税	45
その他	139
繰延税金資産小計	3,725
評価性引当額	△ 3,395
繰延税金資産合計	330

（繰延税金負債）

	百万円
子会社時価評価差額	△ 55
繰延税金負債合計	△ 55
繰延税金資産（負債）の純額	274

関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	神奈川県横浜市西区	5,596,582	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	道路資産の借受け	道路資産賃借料(注1)	47,292	未払金	10,228
						債務保証	債務保証(注2)	23,100	-	-
							債務保証(注3)	13,387	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)令和2年3月27日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、1,614,502百万円であります。

(注2)日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務であります。

(注3)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務であります。

(注4)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	3,146.37円
一株当たり当期純利益	99.10円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型及び非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

当社は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	百万円
退職給付債務の期首残高	15,342
勤務費用	507
利息費用	82
数理計算上の差異の当期発生額	134
退職給付の支払額	△ 858
退職給付債務の期末残高	15,208
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	百万円
年金資産の期首残高	4,814
期待運用収益	78
数理計算上の差異の当期発生額	△ 214
事業主からの拠出額	423
退職給付の支払額	△ 315
その他	24
年金資産の期末残高	4,810
(3) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表	百万円
積立型制度の退職給付債務	7,764
年金資産	△ 4,810
	2,954
非積立型制度の退職給付債務	7,443
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,398
	百万円
退職給付に係る負債	10,398
退職給付に係る資産	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,398
(4) 退職給付に関連する損益	百万円
勤務費用	507
利息費用	82
期待運用収益	△ 78
数理計算上の差異の当期の費用処理額	133
過去勤務費用の当期の費用処理額	23
その他	△ 43
確定給付制度に係る退職給付費用	625
(5) 退職給付に係る調整額	百万円
退職給付に係る調整額（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
過去勤務費用	23
数理計算上の差異	△ 195
合計	△ 172
(6) 退職給付に係る調整累計額	百万円
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識過去勤務費用	△ 200
未認識数理計算上の差異	△ 1,186
合計	△ 1,386

(7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	24%
国内株式	9%
外国債券	7%
外国株式	8%
保険資産（一般勘定）	38%
現金及び預金	3%
その他	11%
合計	100%

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	主として	0.6%
長期期待運用収益率	主として	2.0%
予想昇給率	主として	2.6%

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年5月29日

本州四国連絡高速道路株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安田 智則 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年5月29日

本州四国連絡高速道路株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野裕久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安田智則 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、本州四国連絡高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元事業年度(第15期)の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要綱に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各管理センターにおいて業務及び財産の状況の調査を行いました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年6月3日

本州四国連絡高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 池田 憲 二 ㊞

社外監査役 本多 佑 三 ㊞

社外監査役 南部 真知子 ㊞